

7. ミャンマー、カンボジアの ACFTA/AFTA の運用実態に関する現地調査事業結果

イ. 調査の目的

ミャンマーは 1997 年、カンボジアが 1999 年に ASEAN に加盟している。ASEAN と中国との間の FTA (ACFTA) は、2005 年に発効した。AFTA (ASEAN 自由貿易地域) や ACFTA の協定に基づき、ミャンマーとカンボジアは、2015 年～2018 年にかけて大きな関税削減を実施する予定である。

関税の削減が進展する FTA の活用は、企業の製品のコストダウン、競争力強化に決定的に重要であるが、実際に貿易を行っている在ミャンマー・カンボジアの日系企業が FTA を利用している割合は、他の在アジア・オセアニアの日系企業と比べると低いという結果が出ている。

もしも、ミャンマー・カンボジアの関税分類や適用関税率を調べることにより、FTA を活用した場合の関税削減メリットが事前に把握できれば、日本企業の対ミャンマー・カンボジア貿易での FTA 活用を高めることが可能になる。

したがって、本調査事業の目的の 1 つは、これまでに ITI (国際貿易投資研究所) が実施した ACFTA/AFTA の関税削減効果に関する調査をミャンマー・カンボジアの政府機関や現地日系企業に説明し、現実の FTA 活用の実態について意見交換をすることにある。そして、ミャンマー・カンボジアの日本・中国・ASEAN との貿易における FTA 活用に少しでも参考にしてもらうことにある。

また、第 2 の目的は、ミャンマー・カンボジアにおける貿易統計や実行関税率表、譲許表などの電子媒体の入手可能性を探り、今後の日本企業の FTA 戦略に資する情報提供のための基盤調査を実施することにある。

もしも、これらの統計データの電子媒体を入手することができれば、企業の 1 次情報としてのニーズに応えることが可能だ。さらには、ACFTA/AFTA 調査の対象国にミャンマー・カンボジアを加えることにより、日本企業の東アジアでの多角的なサプライチェーンの形成に役立つ分析を行うことができる。

ロ. 調査結果の概要

1. 日本の FTA の現状

日本は 2002 年にシンガポールとの EPA を発効させたことを手始めに、メキシコや他の ASEAN との交渉を順次進めていった。その結果、日本は 2005 年にはメキシコ、2006 年にはマレーシア、2007 年にはチリとタイ、2008 年にはインドネシア・ブルネイ・フィリピン、2009 年にはスイスとベトナムとの間で 2 国間 EPA を発効させた。

日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定は、2008 年 12 月から順次発効した。2011 年にはインド、2012 年にはペルー、2015 年 1 月にはオーストラリアとの間で EPA を発効させている。

また、日本はモンゴル、カナダ、コロンビア、トルコとの間で2国間EPAを交渉中であるし、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）やRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA、日EU・EPAらの4つのメガFTAの交渉を開始している。一方では、日韓FTAの交渉を中断しているし、湾岸協力会議（GCC）とのFTA交渉を延期している。

したがって、日本は2015年2月現在において、全部で14のEPA/FTAを発効しているし、交渉中断と交渉延期を含めて10のEPA/FTAを交渉中である。

日本が交渉中のメガFTAを発効させれば、FTAを利用できる国との貿易額は8割を超えることになる。これまで韓国に後塵を拝していた日本のFTA戦略は、一挙にその遅れを取り戻すことになる。

TPP交渉は、日米協議の遅れや国有企業や知的財産権などの問題から、一時は暗礁に乗り上げた。ところが2015年に入り、合意に向けた話し合いが活発化している。日中韓FTAは2014年内の妥結、RCEPは2015年末の合意を掲げていたが、TPP交渉の遅れから両方の交渉スケジュールも当初の目標からずれ込むことになる。

しかしながら、もしも一旦メガFTAが発効すれば、その関税削減効果やサービス分野の自由化のメリットは日本企業にとって大きい。現時点においては、中小企業を中心に日本のFTA利用は十分には進展しておらず、来たるべきメガFTAの効果を生かすためにも、今後の利用促進が望まれる。

なお、日本がまだEPA/FTAの交渉に至っていない主要な国としては、台湾、ロシア、ブラジル、南アフリカ、イスラエル、パキスタンなどが挙げられる。これらの国の関税率は比較的高く、日本がEPA/FTAを結ぶメリットは大きい。

2. ミャンマーとカンボジアの貿易構造

ミャンマーとカンボジアの経済は好調に推移している。外国からの観光客が増加し、外資の進出が活発化しているためだ。両国とも、好調な経済を背景に輸出入が大きく拡大している。2015年～2018年にかけて、両国は既存のFTAにおける関税を大きく削減する予定である。これを契機に、両国の貿易は一段と伸びていくものと思われる。

本報告書においては、なかなか実態がよくわからないミャンマー・カンボジアの貿易構造を同じ業種分類で比較分析し、両国の貿易の現状と課題を浮き彫りにしている。また、それに基づき今後の両国の貿易構造がどのように変化しなければならないのかを展望している。

ミャンマーの輸出先を国別にみると、タイ、中国、インド、シンガポール、日本、香港、韓国、マレーシアの順でシェアが高い。輸入では、中国、シンガポール、タイ、日本、韓国、マレーシア、インド、インドネシア、ドイツの順番となっている。輸出入とも中国、ASEAN、日本、韓国のシェアが高く、米欧は低いのが特徴である。

カンボジアの輸出先を国別にみると、米国、香港、シンガポール、英国、独、加、日本、中国、タイの順でシェアが高く、先進国が上位に並んでいる。輸入では、中国、米国、タイ向けのシェアが高く、日本は10番目であった。

ミャンマーの財別の輸出は、豊富な天然ガス資源を背景にした素材輸出の割合が4

分の3というモノカルチャー的な構造を持っており、「食料・飲料」や「縫製品・履物」に代表される最終財輸出の割合が16%にとどまるのが特徴である。また、カンボジアは委託加工貿易などによる縫製品・履物等の最終財の輸出割合が9割近くに達しており、モノカルチャー的な輸出構造ではミャンマー以上に強い特性を持つ。

ミャンマーとカンボジアは主に中国・ASEANから中間財を輸入しており、その輸入割合は全輸入額の5割～6割を占める。これに対して、中間財を輸出する割合は両国とも7%前後にすぎなく、中間財の東アジア域内相互のサプライチェーン網には組込まれてはいない。

ミャンマーとカンボジアの貿易構造が高付加価値型に進化するには、素材や繊維・履物などに見られるようなモノカルチャー的な貿易形態から、多くの品目を取り扱う多層的な貿易構造に転換しなければならない。それには多方面からの製造・サービス投資をさらに呼び込む必要があるし、外資の誘致にはインフラと法の整備、規制緩和などが不可欠である。同時に、川上から川下までの国内産業の裾野を広げ、利益を生む体質を作り上げ、競争力を高めなければならない。

現在のミャンマーにおける素材中心、カンボジアの最終財中心の輸出から、もう少し中間財のシェアを高めた貿易構造に転換するようになれば、ミャンマー・カンボジアの輸出入はさらなる持続的な成長を遂げるものと思われる。

3. ミャンマー・カンボジアでFTAの利用率が低い背景

ミャンマーとカンボジアの現地政府関係者との面談において、FTAの利用率を聞くと、一様に低いとの回答が返ってくる。

FTAの利用率が低い理由を列挙すると、まず第1に、中国やタイ、ベトナムなどとのボーダートレード（国境貿易）の割合が高いことを挙げることができる。国境での貿易においては、FTAを利用するケースは少ない。

第2に、ミャンマー・カンボジアの貿易形態は、繊維・履物に代表されるように、関税が免除される経済特区を活用した委託加工貿易型である場合があり、輸入時にFTAを利用する必要がないことが考えられる。

そして第3に、ミャンマー・カンボジアの貿易構造が、資源関連や繊維・履物に偏ったモノカルチャー的なものになっていることを指摘することができる。ミャンマーが資源を輸出する時、中国やインドネシア、タイの鉱物性燃料の輸入関税率は、MFN税率もACFTA/AFTA税率も0%か非常に低い税率であるため、FTAを利用するメリットはあまりない。また、ミャンマー・カンボジアが繊維製品・履物を先進国に輸出する時は、特惠関税制度を活用し無税にすることが可能である。例えば、日本はミャンマー・カンボジアを特別特惠関税適用国に指定しており、繊維・履物関連の多くの品目の関税が撤廃されている。

第4には、ミャンマー・カンボジアにおいては、海外から輸入した製品には関税の他に商業税（Commercial Tax）や登録税が上乗せされる。例えば、ミャンマーで2000cc以上の自動車を輸入した場合は、関税率が40%であり、それに対する商業税が25%、さらに登録税の75%が加算される。したがって、FTAを利用して関税率を削減したと

しても、自動車の輸入においては、依然として高い商業税や登録税が課税されるので FTA の効果は薄れてしまう。この結果、FTA の利用を進める上での 1 つの障害になっている。

これらの要因や両国とも既存の FTA の関税削減スケジュールが遅れていたことなどが複雑に絡み合っているため、一般的には、ミャンマー・カンボジアの FTA の活用が一朝一夕に急拡大することはないと考えられている。

実際に、ミャンマー政府の資料によれば、ミャンマーの中国への輸出において、ACFTA の利用率は 2012 年度では 4%、2013 年度では 4.4%、2014 年度（4 月～8 月）では 4.3%であった。つまり、ミャンマーの中国への輸出で FTA を利用している割合は 5%以下にすぎないということである。

一方、ミャンマーの中国からの輸入においては、輸出と違う動きが見られる。ミャンマーの輸入における ACFTA の利用率は、2010 年度は 0.2%にすぎなかったが、2011 年度は 1.3%に高まり、2012 年度は 11.0%、2013 年度は 16.5%と急速に上昇している。

ミャンマーの最近の中国からの輸入における ACFTA の利用率の上昇は、2015 年以降の関税率の削減効果に対するミャンマー政府関係者等のネガティブな見方をやや見直すことが可能であることを示唆している。

また、現在の高いミャンマーやカンボジアの経済成長が今後とも続き、国内市場での販売を狙った海外からの投資が増えるならば、経済特区による関税の免除を受けられないので、関税を支払わなければならない輸入が増える。したがって、ミャンマー・カンボジアでは、関税を削減するための FTA の利用が拡大することになる。

さらに、日本企業のミャンマー・カンボジアを含めた東アジアでの FTA 活用を引き上げるには、FTA を利用するかどうかの判断に資する有効な情報を、いかに的確でシステムティックに伝達できるかが重要なファクターになる。特に、中堅・中小企業への重点的な情報提供サービスやアドバイスが不可欠であると考えられる。

4. 今後のミャンマー・カンボジアにおける FTA 効果分析の展望

日本企業を含めたミャンマー・カンボジアへの外資の進出が活発化する中で、AFTA/ACFTA のスキームにおいて、ミャンマー・カンボジアは 2015 年～2018 年にかけて大きな関税削減を実施する予定である。

この関税削減スケジュールが進展すれば、日本企業が EPA/FTA を活用し、ミャンマー・カンボジアとその周辺諸国との貿易、あるいはミャンマー・カンボジアと日本との貿易を拡大する好機となる。同時に、ミャンマー・カンボジアの EPA/FTA 効果の分析を取り上げる良いタイミングであると思われる。

今回のミャンマー・カンボジアの現地調査においては、幸運にも貿易、関税、譲許表の統計データを入手することができたので、ACFTA/AFTA 調査にミャンマー・カンボジアを追加することが可能になった。ミャンマー・カンボジアの EPA/FTA 効果を算出すれば、他の ASEAN の効果と比較をすることにより、日本企業の東アジアでのより戦略的な FTA 活用につながるとと思われる。

これまでは、ミャンマー・カンボジアにおける FTA の利用が進展しなかったし、そ

もそも FTA を利用する必要がない場合が多かった。しかし、カンボジアで操業を開始したイオンのように、国内市場向けの製品を扱っている企業の場合は、その材料や商品は EPA/FTA を活用して海外から調達する必要がある。

ミャンマー・カンボジアが周辺諸国から FTA を活用して輸入する場合においては、ACFTA/AFTA の効果分析でそのメリットを計算することができる。日本から輸入する場合は、ASEAN 日本 EPA (AJCEP) を用いた関税削減効果を算出し、そのメリットを ACFTA/AFTA と比較することができる。

また、ミャンマー・カンボジアから日本へ輸出する場合においては、AJCEP を使うことができるし、開発途上国を対象にした日本の特惠関税制度 (GSP) を利用することができる。日本の関税制度においては、ミャンマーとカンボジアは、いずれも後発開発途上国を対象にした特別特惠関税受益国となっており、通常の GSP よりも広範な商品で関税が無税になる。ちなみに、中国は GSP の受益国であり、特別特惠関税受益国よりも関税削減対象の商品の対象数で少なくなる。

つまり、ミャンマー・カンボジアの日本への輸出では、AJCEP か特別特惠関税制度のどちらかを利用できるので、多くの商品で EPA/GSP を活用した貿易の拡大のメリットを受けることが可能である。したがって、ミャンマー・カンボジアの ACFTA/AFTA 効果のような第 3 国間 FTA 分析だけでなく、AJCEP や特別特惠関税制度のような 2 国間 EPA/GSP の効果分析も実施することが望ましい。

さらには、FTA を活用した場合のミャンマー・カンボジアの特定品目の輸入単価の削減率を分析し、中国・ASEAN・日本だけでなく、韓国・台湾・豪・NZ・インド・米国・独・EU などの国・地域を対象に、FTA 利用による競争力の変化を調査することが有用である。

例えば、ミャンマーが海外からある製品を輸入する場合、FTA を活用できる日本・韓国・中国・ASEAN からの輸入と、FTA を利用できない米国・独からの輸入を比較すると、FTA を活用できる国の方がその製品の輸入単価に上乗せされる関税率を削減できる分だけ競争力で優位になる。

この結果、FTA を活用することで、ミャンマーが輸入する製品の価格競争力にどのような変化が現れるのかを国別 FTA 別に分析し、FTA の効果を明らかにすることが考えられる。これは、企業がまさに東アジアでのグローバル戦略やサプライチェーンの構築に必要な情報であると思われる。

(一般財団法人国際経済交流財団からの委託)